

水戸北スマート I C 地区協議会 会則

(名称)

第 1 条 本会は、「水戸北スマート I C 地区協議会」(以下「地区協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 地区協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱(令和元年 9 月 30 日国道高第 102 号国土交通省道路局長)に基づき、水戸北スマートインターチェンジ(以下、「スマート I C」という。)の供用後も継続してその管理・運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(事業内容)

第 3 条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の検討・調整を行うものとする。

- (1) スマート I C の社会便益に関すること。
- (2) スマート I C 及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) スマート I C の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- (4) スマート I C の構造及び整備方法に関すること。
- (5) スマート I C の管理・運営方法に関すること。
- (6) スマート I C の利用促進方策に関すること。
- (7) スマート I C に係る広域的検討結果の反映に関すること。
- (8) その他スマート I C を設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。
- (9) スマート I C の供用開始後における社会便益、安全性、利用交通量、管理、運営形態、利用促進方策等についてのフォローアップに関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために地区協議会が認める事項。

(組織等)

第 4 条 地区協議会は、別表に掲げる者(以下「委員等」という。)により構成する。

なお、委員の了解が得られれば、随時追加削除できるものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 監事には、茨城県土木部道路建設課課長補佐(事務総括)及び水戸市建設部建設計画課長の職にある者をもって充てる。

(会長、副会長及び監事の職務)

第 5 条 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。

- 2 会長は、地区協議会の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、地区協議会の会計を監査する。

(任期)

第6条 委員等の任期は、地区協議会の存続期間とする。

(会議)

第7条 地区協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 協議会の開催及び運営に関する基本的事項に関すること。
- (3) 第3条に定める事業内容に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 地区協議会の事務を処理するため、水戸市市長公室交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長には、水戸市市長公室交通政策課長の職にある者をもって充てる。

4 その他の職員は事務局長が任免する。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 地区協議会の運営に要する経費は、茨城県及び水戸市からの負担金並びにその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この会則に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、地区協議会で協議の上、処理するものとする。

付 則

この会則は、平成21年8月10日から施行する。

付 則

この会則は、平成25年2月6日から施行する。

付 則

この会則は、平成27年9月15日から施行する。

付 則

この会則は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

付 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

水戸北スマートIC地区協議会 委員等名簿

・学識経験者

所 属	役 職	氏 名
茨城大学	名誉教授	山 田 稔
茨城大学大学院 理工学研究科 都市システム工学領域	教 授	平 田 輝 満

・利用者

所 属	役 職
水戸商工会議所	副 会 頭
日立商工会議所	会 頭
城里町商工会	会 長
一般社団法人茨城県トラック協会	会 長
ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ	取締役総支配人
一般社団法人茨城県バス協会	会 長

・警察（次の表に掲げる職にある者をもって充てる。）

所 属	役 職
茨城県警察本部 交通部 交通規制課	課 長
茨城県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	隊 長
茨城県警察 水戸警察署	交 通 官

・関係行政等機関（次の表に掲げる職にある者をもって充てる。）

所 属	役 職
国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課	課 長
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所	事務所長
東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課	課 長
東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課	課 長
東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸管理事務所	所 長
茨城県 土木部 道路建設課	課 長
茨城県 土木部 水戸土木事務所	所 長
水戸市 市長公室	公 室 長
水戸市 建設部	部 長
常陸大宮市 建設部	部 長
那珂市 建設部	部 長
城里町 都市建設課	課 長